

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 趣旨

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 52 号）について、所要の改正を行う。

2. 概要

（1）地方議会議員年金制度における地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて

地方議会議員年金制度については、平成23年に制度が廃止されたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされているところ、今回の改正においては、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて、所要の規定の整備を行う。

（2）その他

所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

官報掲載：令和 2 年 3 月 31 日

施行期日：令和 2 年 4 月 1 日